

市第5号議案

横浜市市税条例の一部改正

横浜市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月18日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例の一部を改正する条例

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第33条の6第7項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第8項中「第321条の8第62項」を「第321条の8第64項」に改め、同条第10項中「第321条の8第64項後段」を「第321条の8第66項後段」に改め、同条第11項中「第321条の8第65項」を「第321条の8第67項」に改め、同条第12項中「第321条の8第71項」を「第321条の8第73項」に改め、同条第13項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第34条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第34条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第34条の4の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「法第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等（法第328条に規定する退職手当等に限る。）に係る所得を有しない者」を加える。

附則第9条第1項中「第16項、第27項、第30項、第34項並びに第35項」を「第15項、第26項、第29項、第33項並びに第34項」に改め、同条第4項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「附則第15条第27項」を「附則第15条第26項」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第9項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第10項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第11項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第13条の3の3第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、「規定する住宅」の次に「（同項に規定する勧告に従わないで新築した住宅を含む。）」を加え、「次条、」を削り、「附則第13条の8第1項」を「附則第13条の8の2第1項」に改める。

附則第13条の3の4の見出し中「新築された省エネルギー対策住宅」を「新築認定低炭素住宅等」に改め、同条第1項中「平成28年1月2日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「のうち、」を「（法附則第15条の6第1項に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。）のうち、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第2条

第3項に規定する低炭素建築物若しくは同法第16条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第9条第1項に規定する特定建築物であること又は」に、「等級4又は」を「等級5以上の基準（同告示第5の5の5—1(3)ハの結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び同告示第5の5の5—2(3)の等級6以上の基準若しくは」に、「第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」を「第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準」に、「省エネルギー対策住宅」を「認定低炭素住宅等」に改め、同条第2項中「平成28年1月2日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「省エネルギー対策住宅」を「認定低炭素住宅等」に改め、同条第3項及び第4項中「省エネルギー対策住宅」を「認定低炭素住宅等」に改める。

附則第13条の6の見出し中「熱損失防止改修住宅等」を「熱損失防止改修等住宅等」に改め、同条中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第13条の6の3の見出し中「特定熱損失防止改修住宅等」を「特定熱損失防止改修等住宅等」に改め、同条中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第13条の7第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第13条の8の見出し中「熱損失防止改修住宅等」を「熱損失防止改修等住宅等」に改め、同条第1項中「平成20年1月1日」を「平成26年4月1日」に、「住宅」を「住宅等（同条第9項に規定する住宅及び同条第10項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分で同項の規定に基づく政令で定めるものをいう。第13条の8の3第1項において同じ。）」に、「同条第4項」を「法附則第15条の9第4項」に、「平成24年1月2日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第13条の8の2第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第13条の8の3の見出し中「特定熱損失防止改修住宅等」を「特定熱損失防止改修等住宅等」に改め、同条第1項中「平成20年1月1日」を「平成26年4月1日」に、「所在する住宅」を「所在する住宅等」に、「平成29年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の3の見出し並びに第34条の4の見出し及び同条第1項の改正規定並びに附則第3項及び第12項の規定 令和5年1

月1日

(2) 第34条第1項ただし書の改正規定及び次項の規定 令和6年  
1月1日

(市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市市税条例（以下「新条例」という。）第34条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の4第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第34条の4第1項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の横浜市市税条例（附則第7項において「旧条例」という。）第34条の4第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第33条の6第7項、第8項及び第10項から第13項までの規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

5 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年1月2日から令和4年3月31日までの間に新築された旧条例附則第13条の3の4第1項に規定する省エネルギー対策住宅に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 8 平成24年1月2日から令和4年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）（以下この項から附則第11項までにおいて「旧法」という。）附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事（次項から附則第11項までにおいて「熱損失防止改修工事」という。）が行われた旧法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 9 平成24年1月2日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第15条の9第10項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 10 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 11 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止

改修工事が行われた旧法附則第15条の9の2第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(横浜市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

12 横浜市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年6月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち横浜市市税条例第34条の4第1項の改正規定中「第34条の4第1項中」の次に「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「」を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢16歳未満の者」を「有する者」に改める。

#### 提 案 理 由

省エネルギー対策住宅等に係る都市計画税の減額措置について対象となる住宅の見直し及び適用期間の延長を行うとともに、地方税法の一部改正等に伴い関係規定の整備を図るため、横浜市市税条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（法人の市民税の申告納付）

第33条の6 （第1項から第6項まで省略）

7 法 第321条の8第62項  
第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、  
第1項及び第2項の規定により、これらの規定による申告書（以  
下この条において「納税申告書」という。）により行うこととさ  
れている法人の市民税の申告については、第1項及び第2項の規  
定にかかわらず、同条第62項  
同条第60項の規定に基づく総務省令で定めると  
ころにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次  
項及び第9項において「申告書記載事項」という。）を、法第76  
2条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用  
し、かつ、機構を経由して行う方法により市長に提供すること  
により、行わなければならない。

8 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載  
事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、法  
第321条の8第64項  
第321条の8第62項に規定する規定を適用する。

（第9項省略）

10 第7項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由  
により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難  
であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納  
税申告書を提出することができると認められる場合において、同  
項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長  
の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告



については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第7項の内国法人が、同条第1項の承認を受け、又は法第321条の8第66項後段に規定する総務省令第321条の8第64項後段で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が法人税法第75条の5第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）内に行う第7項の申告についても、同様とする。

- 11 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他法第321条の8第67項に規定する第321条の8第65項に基づく総務省令で定める事項を記載した申請書に同項の規定に基づく総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前まで（前項に規定する理由が生じた日が同条第1項の規定による申告書（法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）又は法第321条の8第31項若しくは第35項の規定による申告書の提出期限の15日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを市長に提出しなければならない。

- 12 第10項の規定の適用を受けている内国法人は、第7項の申告につき第10項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他法第321条の8第73項に規定する第321条の8第71項に基づく総務省令で定

める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- 13 第10項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第32条第32条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、1条の8第69項これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第10項前段の期間内に行う第7項の申告については、第10項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

(第14項省略)

(市民税の申告義務等)

第34条 第21条第1項第1号の者は、3月15日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

ただし、第35条の2第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額

（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下で所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者あるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円

以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに

係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控

除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは法第317条の2第1項ただし書に規定する寄附金税額控除額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得以外の所得を有しなかった者等」という。）については、この限りでない。

（第1号から第8号まで及び第2項から第9項まで省略）

（個人の市民税に係る給与所得者の 扶養親族等申告書）  
扶養親族申告書

第34条の3 （本文省略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の 扶養親族等申告書）  
扶養親族申告書

第34条の4 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第21条第1項第1号に掲げる者であって、法第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等（法第328条に規定する退職手当等に限る。）に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書

を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(第2項から第5項まで省略)

附 則

(固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例)

第9条 法附則第15条(第2項第1号及び第5号、第15項、第26項、第16項、第27項、第29項、第33項並びに第34項を除く。以下この項において同じ、第30項、第34項並びに第35項) )、第15条の2、第15条の3、第63条第1項又は第64条に規定する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準は、第45条から第47条まで又は第130条第1項の規定にかかわらず、それぞれ法附則第15条から第15条の3まで、第63条第1項又は第64条の規定に規定する額とする。

(第2項及び第3項省略)

4 法 附則第15条第15項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条、第46条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法 附則第15条第15項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に2分の1(当該償却資産が法第389条の規定の適用を受ける場合にあつては、5分の3)を乗じて得た額とする。ただし、同項ただし書に規定する家屋及び償却資産にあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に5分の2(当該償却資産が法第389条の規定の適用を受ける場合にあつては、2分の1)を乗じて得た額とする。

5 法 附則第15条第26項に規定する設備(同項第1号に掲げるもの  
附則第15条第27項

- に限る。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に2分の1（当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、3分の2）を乗じて得た額とする。
- 6 法 附則第15条第26項  
附則第15条第27項 に規定する設備（同項第2号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に12分の7（当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、4分の3）を乗じて得た額とする。
- 7 法 附則第15条第26項  
附則第15条第27項 に規定する設備（同項第3号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1（当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額とする。
- 8 法 附則第15条第29項  
附則第15条第30項 に規定する設備に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。
- 9 法 附則第15条第33項  
附則第15条第34項 に規定する固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条、第46条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法 附則第15条第33項  
附則第15条第34項 に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定

資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の1（当該固定資産が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額とする。

- 10 法 附則第15条第34項  
附則第15条第35項に規定する土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法 附則第15条第34項  
附則第15条第35項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額とする。

- 11 法 附則第15条第43項  
附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、6分の1とする。

（第12項省略）

（新築認定長期優良住宅に対して課する都市計画税の減額）

第13条の3の3 法附則第15条の7の規定は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行の日から 令和6年3月31日  
令和4年3月31日までの間に新築された同条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅（法附則第15条の6第1項に規定する住宅（同項に規定する勧告に従わないで新築した住宅を含む。））をいう。 次条、 附則第13条の7第1項及び 附則第13条の8の2第1項  
附則第13条の8第1項において同じ。）で法附則第15条の7第1項の規定に基づく政令で定めるものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同項中「この条及び附則第15条の9の2」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「次項又は次条」とあるのは「条例附則第13条の3の3第1項において読み

替えて準用する次項」と、「この項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第2項中「次条第1項、第3項又は第4項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅」とあるのは「当該住宅」と、「住宅にあつてはこの項」とあるのは「住宅にあつては条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「)にあつてはこの項」とあるのは「)にあつては同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第4項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(新築認定低炭素住宅等  
新築された省エネルギー対策住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の3の4 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで  
平成28年1月2日から令和4年3月31日までの間  
 に新築された住宅(法附則第15条の6第1項に規定する住宅をい  
のうち、  
う。以下この条において同じ。)のうち、都市の低炭素化の促進  
 に関する法律(平成24年法律第84号)第2条第3項に規定する低  
 炭素建築物若しくは同法第16条の規定により低炭素建築物とみな

される同法第9条第1項に規定する特定建築物であること又は評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1(3)の等級5以上の基準（同告示第5の5の5-1(3)ハの結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び同告示第5の5の5-2(3)の等級6以上の基準若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合することにつき規則で定めるところにより証明されたもの（以下この条において「認定低炭素住宅等省エネルギー対策住宅」という。）で法附則第15条の6第1項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条第1項において読み替えて準用する法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は次項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなった年度から3年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額（区分所有に係る住宅にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の6第1項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。）にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。



- 2 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで  
平成28年1月2日から令和4年3月31日までの間に新築された  
認定低炭素住宅等  
省エネルギー対策住宅のうち中高層耐火建築物（法附則第15条の  
6第2項に規定する中高層耐火建築物をいう。）である住宅で同  
項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課す  
る都市計画税については、前条第1項において読み替えて準用す  
る法附則第15条の7第1項又は第2項の規定の適用がある場合を  
除き、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなっ  
た年度から5年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計  
画税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受  
ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の6  
第2項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定  
めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅  
以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅  
その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに  
限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額  
として同条第2項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じ  
て規則で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に  
相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとす  
る。
- 3 前2項の規定は、認定低炭素住宅等  
省エネルギー対策住宅の所有者から、当該認  
定低炭素住宅等  
省エネルギー対策住宅が新築された日から当該認  
定低炭素住宅等  
省エネルギー対策住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなる年度の初日の  
属する年の1月31日までの間に、規則で定める書類を添付して、  
当該認  
定低炭素住宅等  
省エネルギー対策住宅につきこれらの規定の適用があるべき  
旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る認定低炭素住宅等  
省エネルギー対策住宅につき第1項又は第2項の規定を適用することができる。

(熱損失防止改修等住宅等  
熱損失防止改修住宅等に対して課する固定資産税の減額に関する申告)

第13条の6 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等  
熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修等専有部分  
熱損失防止改修専有部分について、これらの規定による固定資産税の減額を受けようとする納税義務者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等（以下この条において「熱損失防止改修工事等」  
熱損失防止改修工事という。）が完了した日から3月以内に、同条第11項に規定する総務省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 熱損失防止改修工事等  
熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (4) 熱損失防止改修工事等  
熱損失防止改修工事に要した費用の額

(第5号省略)

(特定熱損失防止改修等住宅等  
特定熱損失防止改修住宅等に対して課する固定資産税の減額に関する申告)

第13条の6の3 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損  
失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修  
失防止改修住宅  
等住宅専有部分について、これらの規定による固定資産税の減額  
住宅専有部分を受けようとする納税義務者は、法附則第15条の9第9項に規定

する 熱損失防止改修工事等 (以下この条において「熱損失防止改修工事等」という。) が完了した日から3月以内に、法附則第15条の9の2第6項に規定する総務省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 熱損失防止改修工事等 が完了した年月日  
熱損失防止改修工事
- (4) 熱損失防止改修工事等 に要した費用の額  
熱損失防止改修工事

(第5号省略)

(耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の7 法附則第15条の9第1項から第3項までの規定は、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち平成24年1月2日から 令和6年3月31日 までの間に耐震改修(同条第1項に規定する耐震改修をいう。)が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第1項中「この条から附則第15条の10まで」とあるのは「横浜市市税条例(以下「条例」という。)附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項及び次項」と、「基準(同条第1項において「耐震基準」という。)」とあるのは「基準」と、「この項から」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項から」と、「次条第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、「平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。)を賦課期日とする年

度から3年度分、当該耐震改修が平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度」とあるのは「平成24年1月2日から同年12月31日までの間に完了した場合には平成25年度」と、「を賦課期日とする年度分」とあるのは「（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度分」と、「耐震基準適合住宅（区分所有に係る家屋である耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。）にあってはこの項の」とあるのは「耐震基準適合住宅にあっては条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項の」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「限る。）にあってはこの項の」とあるのは「限る。）にあっては同条第1項において読み替えて準用するこの項の」と、同条第2項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する条例附則第13条の4に」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

（第2項省略）

（熱損失防止改修等住宅等に対して課する都市計画税の減額）  
熱損失防止改修住宅等

第13条の8 法附則第15条の9第9項から第12項までの規定は、平成26年4月1日以前から所在する住宅等（同条第9項に規定する住宅及び同条第10項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分で同項の規定に基づく政令で定めるものをいう。第13条の8の3第1項において同じ。）のうち、特定居住用部分（法附則第15条の9第4項に規定する特定居住用部分をいう。）において令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に熱損失防止改修工事等（同条第9項に規定する熱損失防止改修工事をいう。）が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第9項中「この項から第11項まで及び次条第4項から第6項まで」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項から第11項まで」と、「この項、」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項、」と、「第1項又は次条第1項若しくは第4項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する第1項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する次項」と、「第4項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第10項中「この条」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準

用するこの条」と、「第1項又は次条第1項若しくは第5項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する第1項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「第352条第1項又は第2項」とあり、及び「同条第1項又は第2項」とあるのは「第702条の8第1項においてその例によるものとされる第352条第1項又は第2項」と、「第5項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第11項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第12項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第9項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第9項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(特定耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の8の2 法附則第15条の9の2第1項から第3項までの規定は、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成29年4月1日から 令和6年3月31日 令和4年3月31日 までの間に特定耐震基準適合住宅(同条第1項に規定する特定耐震基準適合住宅をいう。)となっ

たものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同項中「この項から第5項まで」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用するこの項から第3項まで」と、「この項から第3項まで」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項から第3項まで」と、「既にこの項」とあるのは「既に同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「以下この項において」とあるのは「以下同条第1項において読み替えて準用するこの項において」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

（第2項省略）

（特定熱損失防止改修等住宅等に対して課する都市計画税の減額  
特定熱損失防止改修住宅等  
 ）

第13条の8の3 法附則第15条の9の2第4項から第7項までの規

定は、平成26年4月1日以前から所在する住宅等のうち、令和4  
平成20年1月1日 所在する住宅  
年4月1日から令和6年3月31日までの間に特定熱損失防止改修  
年4月1日から令和4年3月31日まで 特定熱損失防止改修  
等住宅（同条第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅をいう  
住宅 特定熱損失防止改修住宅）

。)又は~~特定熱損失防止改修等住宅専有部分~~（同条第5項に規定する~~特定熱損失防止改修住宅専有部分~~）となつたもの~~特定熱損失防止改修住宅専有部分~~をいう。）となつたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第4項中「この条」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する第1項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する次項」と、「あつては、この項」とあるのは「あつては、同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第5項中「この条」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項の」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する第1項の」と、「この項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「第352条第1項又は第2項」とあり、「同条第1項又は第2項」とあるのは「第702条の8第1項においてその例によるものとされる第352条第1項又は第2項」と、同条第6項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第7項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第4項又は第5項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第4項又は第5項」と読み替えるものとす



る。

(第2項省略)

横浜市市税条例等の一部を改正する条例(抜粋)

(上段 改正案  
下段 現行)

第34条の4第1項中「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又はは」を加え、「有しない者を除外する」を「有する者に  
控除対象扶養親族年齢16歳未満の者  
限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていることその他の法第317条の3の3第4項の規定に基づく政令で定める要件を満たす」に、「法第317条の3の3第4項」を「同項」に改める。

